

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

目 次

◆規則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

◆告示 地籍調査の成果の認証

国民健康保険法第三十七条第五項による申出を撤回した旨の通知

結核予防法による医療機関の指定

道路交通法による聴聞会の開催

◆公安告示

昭和三十八年度鳥取県職員採用上級、中級試験公告

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年六月十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則
鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第
五十三号)の一部を次のように改正する。
第五条第一号を次のように改める。

十一 企業局各課

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年五月二十日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百十六号

氣高郡氣高町が昭和三十三年度に、西伯郡名和町が昭和三十四年度及び昭和三十五年度に実施した國土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査の成果を、

同法第十九条第二項の規定に基づき、昭和三十八年六月六日認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

2

00870

鳥取県告示第三百十七号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び

国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年

政令第三百六十三号）第二条第一項の規定に基づき、國民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項による申出を撤回した旨の通知を受けたから、同令同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 効力発生年月日

廣島 島 縢 広島市祇町一五 昭三七、一〇、三一

河石病院 小網町一七五 七、三一

シムラ外科 高田郡八千代町大字土師 一〇、一五

岡崎歯科医院 松永市神村町一〇の一二 一二、一四

甲斐医院 吉光々 広沢歯科医院 一〇、一八

尾田尾 松原松原 一〇、一八

佐々木松原 一〇、一八

鳥取県告示第三百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した

から、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二

十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開 設 者

昭和三十八年 五月二十五日 米子病院 八番地 松本 久

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十八年七月四日午後一時〇分から

鳥取市吉方町 鳥取警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 岩美県国府町大字中郷三三六

(2) 自動車運転者 松 本 和 親

(3) 鳥取市吉方三区三三〇の九

(4) 自動車運転者 竹 本 重 岩

(5) 鳥取市上町六五

(6) 自動車運転者 中 尾 敏 雄

(7) 鳥取市下味野二の五

鳥取県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第

一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので

同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十八年六月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

00871

（認可）
第3種郵便物
司

昭和三八年六月十一日 火曜日 鳥取県公報 第3435号

（認可）
第3種郵便物
司

昭和三八年六月十一日 火曜日 鳥取県公報 第3435号

(8) 鳥取市国安五八二 自動車運転者 藤 原 俊 栄
(9) 鳥取市今町二丁目 自動車運転者 河 戸 村 忠 誠
(10) 八頭郡若桜町大字若桜一、二一三 自動車運転者 中 島 輝 義
二 倉吉地区 1 聽聞の期日及び場所
昭和三十八年七月十一日午後一時〇分から 倉吉市明治町倉吉警察署
2 聽聞当事者の住所及び氏名
(1) 東伯郡北条町大字国坂一、四九三 自動車運転者 宮 本 幸 美
(2) 東伯郡赤崎町西宮五〇二の一 自動車運転者 石 賀 静 夫
(3) 東伯郡東郷町藤津七九二 自動車運転者 遠 藤 忠 男
(4) 気高郡青谷町大字露谷一九 自動車運転者 青 谷 将 太 郎
(5) 気高郡氣高町大字宿二一八 自動車運転者 三 谷 保 夫
自動車運転者 三 谷 將 太 郎

三 米子地区 1 聽聞の期日及び場所
昭和三十八年六月二十七日午後零時三十分から 米子市万能町米子警察署
2 聽聞当事者の住所及び氏名
(1) 西伯郡淀江町一区九三七 自動車運転者 富 永 康 孝 彦
(2) 米子市上福原北浜新田三、一二〇 自動車運転者 戸 田 寛 孝
(3) 米子市博労町三丁目九二 自動車運転者 池 渊 博 也
(4) 米子市灘町二丁目一六〇 自動車運転者 樋 田 和 也
(5) 境港市明治町三八 自動車運転者 松 野 博 也
(6) 米子市大篠津町一、八三一 自動車運転者 木 島 一 雄
(7) 境港市明治町八四 自動車運転者 木 島 一 雄
(8) 米子市角盤町三丁目五五 自動車運転者 小 谷 賢 篤 晓

公 告

00873

昭和38年度鳥取県職員採用上級、中級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和38年6月11日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

1 試験の対象となる職

区分	職種	採用予定人員
上級	行政職	約15人
	農業職	若干人
	林業職	若干人
中級	生活改良普及員	若干人

2 受験資格

1 男女の別を問いませんが、それぞれの試験区分について次の各号の一に該当する者が受験できます。ただし、生活改良普及員については女子に限り、現に生活改良普及員の資格を有する者又は昭和39年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者であることを必要とします。

上級	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を昭和36年3月以降に卒業した者又は昭和39年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和8年4月2日以降に生まれた者
	(2) 学校教育法による短期大学を昭和36年3月以前に卒業した者で、昭和11年4月2日以降に生まれた者
	(3) 人事委員会が前記(1)又は(2)に該当する者と同等と認めた者
	(4) 前記(1), (2), (3)に掲げる者のほか昭和11年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた者（学歴を問いません。）
中級	(1) 学校教育法による短期大学を昭和36年3月以降に卒業した者又は昭和39年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和8年4月2日以降に生まれた者
	(2) 人事委員会が前記(1)に該当する者と同等と認めた者

2 次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

1 方 法

上級試験については教養試験と専門試験を大学卒業程度において、中級試験については教養試験と専門試験を短期大学卒業程度において行ないます。

- (1) 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能及び教養について、択一式及び記述式により行ないます。
- (2) 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、上級試験については択一式、中級試験については短答式により行ないます。
なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

(上級)

職種	分野
行政	政治学、社会政策、法律（憲法、行政法、民法）、行政学、財政学、経済学（経済原論、経済政策）、国際関係（国際政治、国際経済）等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等

(中級)

職種	分野
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育等

2 日時及び場所

昭和38年8月4日（日）に鳥取市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際に知らせします。

3 第1次試験合格者の発表

昭和38年8月14日(水)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

1 方 法

- (1) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

(2) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(3) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2. 日時及び場所

昭和38年8月下旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和38年9月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用までの

今後はより一層競争が激化する中で、採用基準を厳しく意識されねばならぬ。任命権者の要求に応じて成績順に提示され、そちらから採用者が決定される事す。したがつて、合意者の全部が必ず採用されるとは限りません。

- 2 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

3 給与は原則として、次表に定める給料月額及び初任給調整手当を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、暫定手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

区分		給料月額	初任給調整手当	合計額
上級	行政職員	14,700円	1,000円	15,700円
	研究職員	15,000円	1,000円	16,000円
中級	行政職員	12,200円		12,200円

7 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「採用試験申込み用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を同封してください。

2 申 込 み

申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取つてください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、5円切手をはつてください。

3 受付期間

昭和38年6月21日(金)から昭和38年7月15日(月)午後5時まで。郵送の場合は、昭和38年7月15日(月)午後5時までの着信に限ります。

8 そ の 他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。